

# 下関市土地開発公社定款

(昭和48年3月31日制定)

改正 昭和49年1月14日

改正 平成2年6月21日

改正 平成7年3月31日

改正 平成19年10月1日

改正 平成21年1月27日

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この土地開発公社は、下関市土地開発公社(以下「公社」という。)と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、下関市とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社の事務所は、下関市南部町1番1号に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、下関市の掲示場に掲示して行う。

## 第2章 役員及び職員

### 第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 公社に次の役員を置く。

(1) 理 事 10名以上20名以内

(2) 監 事 2名

2. 理事のうち2名以内は、常任とする。

(役員の内命)

第7条 理事及び監事は、下関市長が任命する。

2. 理事長、副理事長各1名、常務理事若干名を理事のうちから置く。

3. 理事長は、理事の互選により、副理事長及び常務理事は理事長の指名により決定する。

(役員の内務及び権限)

第8条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、公社の業務を掌理するとともに、理事長に事故があるとき又は、理事長が公社を代表することが出来ないとき、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3. 常務理事は、理事長の命を受けて公社の日常の業務を処理し、理事長、副理事長とともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長、副理事長ともに欠けたときは、その職務を行う。

4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5. 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号。以下「法」という。)第16条第8項の職務を行う。

(役員の内期)

第9条 役員の内期は、2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任した場合又は任期满了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の内兼任の禁止)

第10条 理事は監事を、監事は理事を兼ねることができない。

(職員の内命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(営利事業等の従事制限)

第12条 常任の役員及び職員は、任命権者の承認を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

## 第 2 節 理 事 会

(設置及び構成)

第 1 3 条 会社に理事会を置く。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第 1 4 条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、又は理事の総数の 4 分の 1 以上から、若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面を附して要求があったときに理事長が招集する。

2. 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議事)

第 1 5 条 理事会の議長は、理事長をもってこれに充てる。

2. 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3. 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4. 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(書面表決等)

第 1 6 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

2. 緊急の必要がある場合、又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の決議にかえることができる。

(理事会の議決事項)

第 1 7 条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 定款又は業務の執行に関する規程の変更

(2) 毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画

(3) 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書

- (4) 規程の制定又は改正若しくは廃止
- (5) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
- (6) その他公社の運営上理事長が重要と認める事項

2. 前項第1号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

(議事録)

第18条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2. 議事録には、出席理事のなかから、議長があらかじめ指名する議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

### 第3章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第19条 公社は第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと

- イ 法第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
- ロ 道路、公園、緑地、その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地
- ハ 公営企業の用に供する土地
- ニ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業の用に供する土地
- ホ 観光施設事業の用に供する土地
- ヘ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
- ト 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のため必要な土地
- チ 航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

(2) 住宅用地の造成事業並びに港湾整備事業(埋立事業に限る。)並びに地域開発のためにする臨海工業用地、内陸工業用地、流通業務団地及び事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業を行うこと

(3) 前2号の業務に附帯する業務を行うこと

2. 公社は、前項の業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、次に掲げる業務を行う。

(1) 前項第1号の土地の造成(一団の土地に係るものに限る。)又は同項第2号の事業の実施と併せて整備されるべき公共施設又は公用施設の整備で地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行うこと

(2) 国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得のあつせん、調査、測量その他これらに類する業務を行うこと

(業務方法書)

第20条 公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

#### 第4章 基本財産の額その他資産及び会計

(資産)

第21条 公社の資産は、基本財産とする。

2. 公社の基本財産の額は、1千万円とする。

3. 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これを処分し、又は担保に供してはならない。

(事業年度)

第22条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の知事への提出)

第23条 公社は、毎事業年度、当該事業年度の開始の日から1箇月以内に、当該事業年度の予算、事業計画及び資金計画を山口県知事に提出する。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表)

第24条 公社は、毎事業年度、前事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て下関市長及

び山口県知事に提出する。

(利益及び損失の処理)

第25条 公社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお、残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2. 公社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第26条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債又は地方債の取得
- (2) 銀行その他の金融機関への預金

(予算の弾力運用)

第27条 理事長は、第17条の規定にかかわらず、業務量の増加による業務のため直接必要な経費に不足を生じたときは、下関市長の承認を経て、当該業務量の増加により増加する収入に相当する金額を当該経費に使用することができる。この場合においては、理事長は、次の理事会においてその旨を報告しなければならない。

## 第 5 章 雑 則

(解 散)

第28条 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、下関市議会の議決を経て、山口県知事の認可を受けたときに解散する。

2. 公社は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、下関市にこれを寄附する。

(規程への委任)

第29条 公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、公社への組織変更の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2. 公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、下関市長が定めるところによる。

(最初の事業年度)

3. 公社の最初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、公社への組織変更の日の翌日から昭和49年3月31日までとする。

附 則

この定款は、昭和49年1月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成2年6月21日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年3月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年1月27日から施行する。